

第2回 公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会  
議事概要

1. 日時：平成29年3月31日（金）10:00～12:00

2. 場所：国土交通省第2会議室AB

3. 議事概要（委員からの主な意見）：

○権利関係上、オープンデータ化できるデータと、できないデータが存在する。オープンデータ化できるデータであっても、公開のための仕組みを整備する投資や運用コストがかかっている。また、データの利用者に事前に規約に同意してもらい、開発されたアプリ等でデータの不正利用がないようモニタリングも行っている。

○オープンデータ化に当たっては、データが無償であっても、商用利用が禁止されていたり、単独の事業者のみのデータしか利用できないと、アプリ開発者のインセンティブが働きにくいということが考えられる。

○たとえオープンデータ化しても、無償、商用利用禁止ではビジネスにならず、情報が流れない。データを持つ者と求める者の間に、情報を管理、流通させる者が入ってビジネス化されないとデータは流れない。

○オープンデータ化が進むに当たっては、各交通事業者が自ら提供しているアプリとの適切なすみ分けも必要ではないか。

○自社の独自アプリで情報提供を行うことで、自社や関連企業の持つ情報を発信し、沿線価値を高めることが可能であるが、自社の沿線情報だけにニーズがあるとは限らないので、他社とのアプリ連携やオープンデータに取り組むことも必要と考える。

○交通事業者によっては、情報を公開するためのインフラ整備が進んでおらず、一足飛びにオープン化することは、コスト負担も相当なものになるので、費用対効果も見極めつつ検討する必要がある。

○エスカレーター、エレベーターといったアクセシビリティに関する情報については、データの2次利用が可能になることで乗換案内のメリットが高まるのではないかと。

○花火大会のようなイベントやオリンピックの際に、状況に応じたアドホックな情報提供を行えるとよいのではないかと。

○情報提供に関する自治体との連携については、コスト負担のあり方や、交通以外の情報との連携など（ハザードマップ等の災害情報等）提供する情報の内容について、各自治体の考え方に応じたサービスが提供されている。

以上（文責 事務局）